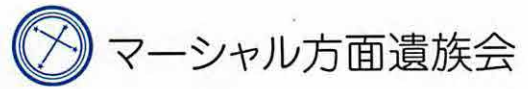
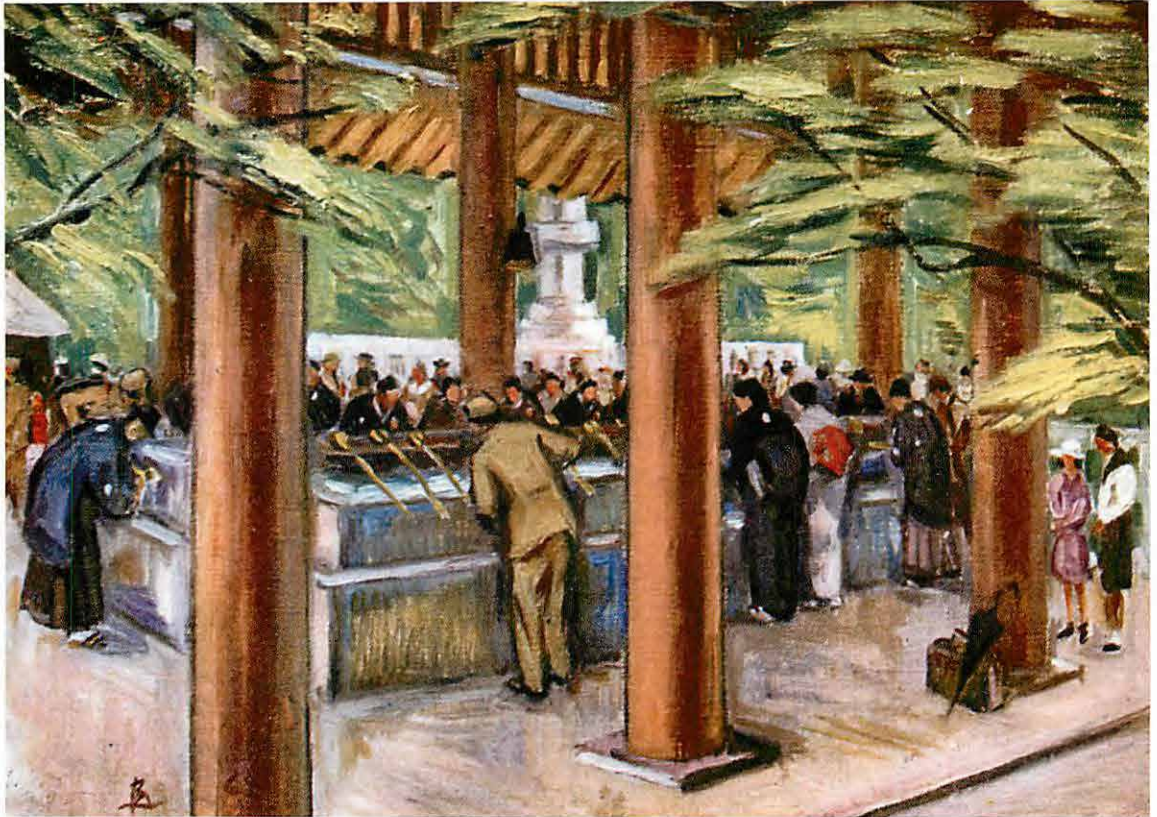


本部だより



●第16号

●環礁・本部だより第16号 ●発行日：平成19年8月1日 ●発行人：黒川誠
●マーシャル方面遺族会本部：〒142-0051 東京都品川区平塚3-4-17
●電話 03-3783-8382 ●FAX03-6410-4420 ●振替番号 00100-0-93487



本部所蔵絵葉書 南薫造筆(靖国神社・手水舎)

平成十九年度

慰霊祭・総会・直会

満開の桜に迎えられる

森井静子 (神奈川県)

平成十九年四月七日(土)、東京駅からタクシーに乗り靖国神社に向かう途中、皇居のお堀沿いを通過致します。例年より早い桜の開花宣言に、そのお堀周りは葉桜かと想像して参りましたが、思わず「まあきれい」と声に出るほど満開に咲く桜花の中、平成十九年度の慰霊祭が本殿において挙行されました。

靖国神社の境内は大勢の人々で賑わい、午前九時より開始された受付で「マーシャル方面遺族会」を現すりボン型のワッペンを胸に貼り参集殿に入りました。

現地慰霊巡拝で一週間を共に過ごした方々と再会し、思い出話も束の間に昇殿参拝の説明を受け、拜殿に上がりました。お払いを受けた後、黒川会長以下百十八名の方々と本殿に向かいました。



直会会場風景

神官による拜殿供物、神主祝詞奏上、黒川会長の祭文奏上の後、玉串奉奠者七名（黒川会長、櫛崎薫、丹野好啓、廣上敏夫、堀尾洋平、渡部守の諸氏と私）は二礼二拍手一礼の作法に従って参拝致しました。

しばし共に在りし日のことを心に思い浮かべたことと存じます。七月の「みたま祭り」にも会いに参りますと亡父に誓いました。その後神官の挨拶があり、再

度各自神前拝礼し、本殿の階段を降りて

お神酒、神饌を戴きました。

皆様方のお顔も明るく、輝いて見え、手を取り合い来年の再開をお約束して慰霊祭は滞りなく終了致しました。

定期総会

退下後、好天に恵まれた靖国会館前で全員による記念写真を撮りました。

定期総会は、靖国会館二階の「田安、玉垣の間」で正午より山口幹事の司会で始まり、草場幹事が議長に選出され、平成十九年定期総会が始まりました。式次第は次の通りです。

- ① 開会の辞
- ② 会長挨拶 会務報告
- ③ 会計報告（荒木常任幹事）
- ④ 役員改選 新会長の選出
- ⑤ 新会長の挨拶と役員選任（3ページ参照）
- ⑥ 国内の慰霊行事の発表（3ページ参照）
- ⑦ 現地慰霊巡拝について（高林幹事・3・4ページ参照）
- ⑧ その他

好評のプロジェクト 今回から導入された大型スクリーンに映し出すプロジェクトは、進行に従って的確な映像を映し出して大変好評でした。今後は会計報告にも利用されます。各科目による収入支出などが克明に照射され、詳細な報告が可能になります。

撮影が可能ならば靖国神社の例大祭、日本武道館の全国戦没者慰霊祭、沖縄戦没者追悼式、現地慰霊巡拝等々の模様をご覧戴けるものと思います。撮影者や編集者には大変苦労と思いますが、ボランティア精神でより良いものにされると言うことです。ご期待下さい。

直会（なおりい）

定期総会の後、午後一時から同会場を組み替えて直会が始まりました。現地慰霊に参加した皆様のご報告と、プロジェクトによる大型画面を楽しみ、現地慰霊への参加意欲が増しました。次回の模様は動画で見ることが出来そうです。

午後三時、来年元気で再会することを約束して閉会致しました。

平成18年度 会計報告書

マーシャル方面遺族会 自:平成18年1月1日
至:平成18年12月31日

1) 一般会計収支計算

収入の部

科目	金額
前期繰越	1,342,736
賛助金	1,239,000
受取利息	1,268
雑収入	50,290
小計	1,290,558
合計	2,633,294

支出の部

科目	金額
慰霊費	639,220
広報費	935,732
会議費	147,081
振替手数料	18,140
公租公課	0
雑費	39,964
小計	1,780,137
次期繰越	853,157
合計	2,633,294

2) 一般会計財産目録



平成18年12月31日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
現金	61,133		
普通預金	715,143		
郵便振替	76,881		
		次期繰越	853,157
合計	853,157	合計	853,157

3) 特別会計

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
前期より繰越	9,000,000		
		次期繰越	9,000,000
合計	9,000,000	合計	9,000,000

※定期預金および定額貯金として保管

会長 黒川 誠 
 会計代 荒木 常子 

新会長と新役員

新会長 黒川 誠

常任幹事 荒木常子

幹事 高林芳夫 山口良二 佐竹エス

草場寛 晝間志津子 岡野智津子

国内・現地慰霊行事案内

◇千鳥ヶ淵墓苑拝礼式(厚生労働省主催) 五月十八日

◇本会の永代神楽命日祭(七月十五日午後二時)

◇全国戦没者追悼式(八月十五日・日本武道館)

◇東京都戦没者追悼式(八月十五日・文京ホール)

◇沖縄戦没者追悼式(十月下旬・東京都遺族連合会主催)

◇マーシャル方面遺族会主催の現地慰霊巡拝は来年度に実施致します。詳細は本誌次号で発表致します。

千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式報告

五月二十八日(月)、厚生労働省主催

により、常陸宮同妃両殿下の御臨席を仰ぎ、千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式が実施され、本会より黒川誠会長が、東京都より黒川直吉、草場寛会員が参列致しました。戦後六十二年となる本年は、安倍首相、常陸宮ご夫妻をはじめ、遺族代表ら約五百人が参列。

武見敬三厚生労働副大臣が「先の大戦から学び取った多くの教訓を次の世代に継承し、恒久の平和を確立すべく力を尽くして参ります」と柳沢厚労相の式辞を代読。この後献花が行われ、無事に終了しました。安倍総理はこの後農水大臣の死を知ることとなります。

今年、新たに納骨されたのは、政府の戦没者遺骨収集集団等により、旧ソ連、硫黄島、フィリピン等において収集された氏名不詳の戦没者の御遺骨九百七十八柱で、当日同墓苑に納骨されました。既に納骨されたものと合わせるると三十五万二千二百九十七柱となります。

遺児巡拝参加者募集

十五地域七百二十人を派遣予定 実施

計画表の周辺海上を含む実施地域で父等を亡くした戦没者の遺児で、過去に本事業および政府主催の戦跡慰霊巡拝に参加したことのない方に限る。

◇賛助金 国内五万円、海外十万円。

◇集合地 集合場所は、沖縄是那覇市、旧ソ連は新潟市、その他地域は東京九段会館に集合し、結団式および渡航

手続き、説明会を行う。なお、集合場所までと解散場所から自宅までの交通機関などは本人で手配。

◇申し込み方法 在住する各都道府県遺族会事務局へ。

◇申し込み締め切り 実施時期の概ね二カ月前。但しマーシャル・ギルバート諸島は実施日の四カ月前。

実施時期や巡拝地域については、交通機関や相手国等の事情で変更あるいは延期や中止となる場合があります。

19年度戦没者遺児による慰霊友好親善事業概要

	実施地域	実施時期	募集人員
1	旧満州	平成19年7月下旬	40名
2	西部ニューギニア	平成19年8月下旬	50名
3	旧ソ連	平成19年8月下旬	45名
4	マリアナ諸島	平成19年9月中旬	40名
5	中国	平成19年9月下旬	75名
6	ボルネオ・マレー半島	平成19年10月上旬	30名
7	フィリピン	平成19年10月中旬	120名
8	トラック諸島	平成19年10月下旬	20名
9	パラオ諸島	平成19年10月下旬	20名
10	ソロモン諸島	平成19年11月上旬	35名
11	東部ニューギニア	平成19年11月中旬	70名
12	ミャンマー	平成19年12月上旬	60名
13	沖縄	平成19年12月上旬	50名
14	台湾・バシー海峡	平成20年1月下旬	30名
15	マーシャル・ギルバート諸島	平成20年2月中旬	35名

賛助金芳名

平成十九年一月十二日から平成十九年五月二十一日までの間、次の会員・会友の皆様から慰霊奉賛のための浄財を頂戴致しました。

金額の合計は二百十九名・九十八万一千八百三十円でした。ここに厚く御礼申し上げます。

今後共本会の存続のために何分よろし

くご協賛下さいますよう、お願い申し上げます。

■敬称略・順不同

北海道 伊藤フジ(二千元) 岩川あい(三千元) 伊藤吉男(二千元) 青森県 塚原ハナ(三千元) 松橋ミツエ(二千五百円) 岩手県 小杉サヨ(六千元) 佐藤享三(五千元) 宮城県 佐藤勉(五千元) 相馬ツキ(五千五百円) 新田富美子(一万円) 松木孝子(五千元) 秋田県 大宮ツタ(三千元) 山形県 秋保十郎(五千元) 大場広弥(二千元) 丹野アサ(三千元) 福島県 小野敏子(一千元) 鈴木ヨシエ(三千元) 富田ミツ(五千元) 古市光男(五千元) 根本さとみ(二千五百円) 茨城県 遠藤安男(一千元) 神永栄子(二千五百円) 鈴木やよひ(三千元) 北條晃(五千元) 栃木県 猪瀬康夫(九千元) 菊池彦亘(三千元) 高橋克磨(三千元) 吉川芳蔵(三千元) 群馬県 清水宏一(二千元) 埼玉県 井澤なを(三千元) 石井貞植(三千元) 石井正信(三千元) 宇田川ひさ(五千元) 大井和子(五千元) 小田原利子(千五百円) 小野博孝(二千元) 片桐覚治(二千五百円) 北原

ひで子(千五百円) 近藤マスエ(二千元) 佐藤知子(二千元) 鈴木裕子(五千元) 高林芳夫(五千元) 千田恒子(三千五百円) 富川艶子(二千元) 西勝章夫(五百円) 橋本強(三千元) 服部陽一(五千元) 山下みつ(三千元) 千葉県 石川きみ(六千元) 泉水堯恵(四千五百円) 川端英夫(三千元) 腰川妙子(三千元) 菅沼昇(五千元) 高山満喜男(三千元) 津久井艶子(二千元) 豊谷美恵子(二千五百円) 廣原實(一万円) 谷澤英子(二千元) 宮本博(三千五百円) 東京都 會田くに(三千元) 荒木常子(五千元) 井川富子(二千元) 石川勲(四千五百円) 石谷典夫(三千元) 井上賀雄(五千元) 岩浪邦江(六千元) 内海静枝(四千五百円) 大高吉郎(三千五百円) 大野清子(三千元) 加藤照(二千元) 木下満子(三千元) 草場寛(五千元) 黒川誠(一万五千元) 小島八重子(五千元) 佐竹エス(二万円) 鈴木晴雄(五千元) 関谷シモ(三千元) 高坂和靖(三千元) 高橋鎮夫(一万円) 田中猛(五千元) 谷梯初江(二千元) 佃嘉美(二千元) 中村順子(五千元) 西田恒子(二千五百円) 蓮沼常子(三千元)

浜田つき子(二千元) 番場信子(一万円) 晝間志津子(一万円) 星野綾子(千円) 間々田征史(二千元) 水野貞二(五千元) 森田譲二(千五百円) 安井文子(五千元) 山口裕子(四千四百円) 山田二美(三千元) 山森久江(五千元) 神奈川県 石澤洋子(二千五百円) 石渡綾子(五千元) 岩瀬三樹三郎(四千五百円) 上田文子(三千元) 岡野智津子(一万円) 片桐温子(千五百円) 金子武晴(一万円) 川名茂子(三千元) 熊沢静子(一万円) 桃谷友孝(千五百円) 佐藤登志(二千元) 渋谷良雄(五千元) 清水春江(二千元) 鈴木友希子(二千元) 西森サツキ(五千元) 服部純昌(五百円) 平井加代子(五千元) 平井貢(二千元) 森井静子(三千元) 安井和子(一千元) 柳沢弘子(二千元) 山村一郎(四千元) 新潟県 石丸進(三千元) 近藤茂(三千元) 渋谷セキノ(一万二千元) 高橋梅子(三千元) 藤田正勝(三千元) 本保美恵子(三千元) 山田キヨエ(三千元) 富山県 池田淑子(五千元) 廣上敏夫(五千元) 藤木義房(五千元) 石川県 木村久子(五千元) 村上一雄(五千元) 森芳子(二千元) 山梨県 黒川正文(五千元)

- ワイン) 長野県 綾部はつゑ(二千五百円)末松乙夫(五千円)藤原和子(四千五百円)宮下勤子(五千円)油井芳枝(千円)岐阜県 島本和子(一万円)堀尾洋平(五千円・清酒)吉田正明(五千円)静岡県 大畑幸夫(五千円)木野政雄(二千円)後藤行雄(五千円)野崎昭二(五千円)服部くにゑ(五千円)三浦久夫(二千円)愛知県 安藤昌子(三千円)大見シノブ(五千円)岡島みね子(一万円)川越コウ(一万円)浜田芳枝(二千円)京都府 川本彦次(一万円)大阪府 大串静子(五千円)兵庫県 枝光剛郎(三千円)山形雅俊(五千円)奈良県 奥田義寛(五千円)山中美子(千五百円)和歌山県 福井栄子(五千円)鳥取県 井上照美(一万円)島根県 伊瀬忠夫(三千円)広島県 植田敏裕(一万円)浦手ハル(五千円)奥井禮子(一万円)佐々木千鶴子(五千円)瀬戸隆子(五千円)藤本正(三千円)山口県 櫛崎馨(一千円)道源陽子(千五百円)吉永峯生(五千円)香川県 石川正興(八千円)富田佳代子(五千円)愛媛県 伊藤梅子(八千五百円)大塚喜久男(五千円)久保田泰子(一万円)長岡俊夫(五千円)馬場清(五千円)三好邦博(五千円)渡部守(五千円)高知県 野島貞人(一万円)原一政(二千円)柳村麻耶子(四千五百円)山本忠(二千円)福岡県 萩野千代子(三千円)下釜正義(三千円)平田郁子(九千円)吉松貞子(一万円)佐賀県 金子茂(三千円)金子庄之助(三千円)長崎県 板浦重雄(三千円)内野二雄(五千円)長谷土松(二千円)前田フサ(一万四千円)山下タエ(一万五百円)熊本県 植川二男(五千円)片山玲子(三千円)鬼海サツキ(五千円)塚野ヨシ子(一万円)土田利子(五千円)石山定(四千円)村上佳寿子(一万円)大分県 木村二三夫(一万円)宮崎県 森フサエ(五千円)鹿児島県 揚野サツエ(二千五百円)野平ヨネ(五千円)沖縄県 宮城幸子(一万円)会友石元利親(三千円)稲毛三郎(二千円)江藤圭一(三千円)尾上一郎(五千円)佐藤敬義(三千円)豊谷秀光(二千五百円)丹生ハナ(五千円)兵頭義彦(五千円)堀口太平(一万円)山口正雄(二千円)

マーシャル方面遺族会の沿革 高林芳夫

平成十九年はマーシャル方面遺族会が昭和三十八年に発足してから四十四年目となります。最近ご入会戴いた新入会員、さらに会員ご逝去に伴うご親族の継承者も多数いらっしゃいます。

そこで本号において当会が発足した意義や当時の先輩諸氏が残された足跡を改めてその一部を採録(平成十年九月三十日発行「会員名簿」巻末の「年表」より抜粋)致しました。

遺族会の設立

■昭和三十八年二月六日

靖国神社永代神楽祭の後クエゼリン島遺族の懇談会。朝香鳩彦氏、石橋湛山氏、林重清氏から遺族会の結成が提唱され全員が同意し、設立準備作業を開始した。戦没者とその遺族の調査、原簿作成は専ら浮田信家氏が奉仕した。本部を日本橋

小舟町泉商事(株)内に置く。

■昭和三十八年六月二十九日
丸の内日本倶楽部で發起人会を開催。

設立総会に切替えてクエゼリン島戦没者遺族会を設立し、初代会長に林重清氏が就任。

□三十八年八月十五日

政府主催第一回全国戦没者追悼式が天皇、皇后両陛下ご臨席のもと、日比谷公会堂で挙行された(以後恒例となり毎年継続。場所は三十九年は靖国神社、四十年以降は日本武道館)。

二十年祭斎行

■昭和三十九年二月六日

靖国神社において二十年祭を斎行(第一回慰霊祭)。参加者八百人。終って希望者二百五十人皇居拝観。

□三十九年十月十日 第十八回オリンピック東京大会開催。

「環礁」創刊

■昭和四十年一月一日

会報「環礁」創刊。

□四十年二月六日 第二回慰霊祭・第一

回総会。ルオット島、ブラウン島の遺族の加入により、会名をクエゼリン方面戦没者遺族会と改称。

□四十年七月十三日 靖国神社みたま祭に大型献灯。以後毎年継続。

霊砂帰還

□四十年十月九日 海上自衛隊護衛艦「あまつかぜ」でクエゼリン島、ルオツ



霊砂「三笠」到着風景(神奈川新聞社提供)

ト島及びウオツゼ島の霊砂が帰還。記念艦三笠で厚生省に引渡された後、本会が受領し会員にお頒けした。

■昭和四十一年二月六日
第三回慰霊祭・第二回総会。

古賀副会長退任。村上義一氏副会長に就任。

□四十一年五月二十五日

ウオツゼ島等及びギルバード諸島の遺族の加入により会名をマールシャル方面遺族会と改称。

■昭和四十二年二月六日

第四回慰霊祭・第三回総会。

□四十二年三月二十四日 クエゼリン島に慰霊碑建立が承認される

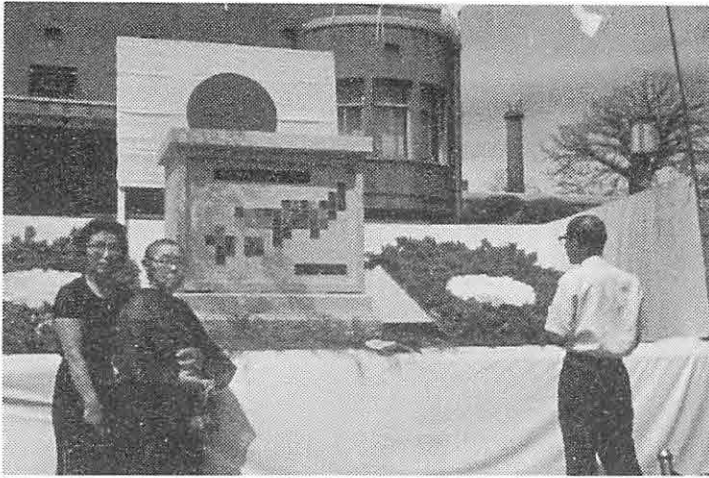
現地調査・収骨・慰霊

□四十二年四月二十二日 浮田常任幹事と佐竹幹事は現地事情調査、収骨、慰霊(第一回現地慰霊)の為横浜出港。

□四十二年十月十九日 浮田、佐竹両派遣員大任を果たして帰国。

□四十二年十一月十九日 東京都品川区浅間台小学校で現地事情報告会。

■昭和四十三年二月六日



白金迎賓館における慰霊碑除幕、清祓式挙行

第五回慰霊祭、第四回総会。

今年から会費を集めることとし、年額を五百円とする。本部を東京都世田谷区野沢三の十一の三に移転。

□四十二年五月二十五〜二十六日

京都市で慰霊祭及び現地事情報告会。

クエゼリンに慰霊碑建立

□四十三年六月九日 慰霊碑の製作開始。

□四十三年八月十七日 慰霊碑完成、白金迎賓館で清祓式挙行。

□四十三年九月十三日 慰霊碑横浜出港。

□四十三年十月二十九日 慰霊碑クエゼリン島着、建立作業開始。

□四十三年十二月一日 慰霊碑の除幕式が現地の有志により厳粛に挙行された。

■昭和四十四年二月六日

第六回慰霊祭・第五回総会。林会長退任。村上副会長長に就任。

□四十四年三月一日 浮田常任幹事副会長に就任。

□四十四年四月二十八日 林前会長逝去。八十八歳。

■昭和四十五年二月六日 第七回慰霊祭、第六回総会。希望者による第一回直会旅行・修善寺方面五十人。

■昭和四十六年二月六日 第八回慰霊祭・第七回総会。第二回直会旅行・三浦半島方面七十人。

■昭和四十七年二月六日 第九回慰霊祭・第八回総会。第三回直会旅行・房総鴨川方面五十五人。

■昭和四十八年二月六日 第十回慰霊祭・第九回総会。第三回直会

旅行・伊豆方面五十四人。

□四十八年九月二十日 役員会で会旗とバッチの作成を決定。

■昭和四十九年一月二十日 村上会長逝去。八十八歳。

三十年祭齋行

■昭和四十九年二月六日

三十年祭齋行、第十回総会。第五回直会旅行・箱根湯元方面六十五人。

靖国神社にクエゼリン島慰霊碑の副碑を奉納。浮田副会長、会長に就任。佐藤常任幹事副会長に就任。会費の年額を千円と改訂。

■昭和五十年一月一日

「環礁」に戦記シリーズ掲載を始める。

□五十年二月六日 第十二回慰霊祭・第十一回総会・第六回直会旅行・川治日光方面五十五人。

□五十年八月十日 第二回現地慰霊団三十六人出発。ハワイ、マジロ、クエゼリン、マロエラップ、八月十六日帰国。

■昭和五十一年二月六日

第十三回慰霊祭・第十二回総会。第七回直会旅行・下田方面九十六人。

■昭和五十一年二月六日

第十三回慰霊祭・第十二回総会。第七回直会旅行・下田方面九十六人。

■昭和五十一年二月六日

第十三回慰霊祭・第十二回総会。第七回直会旅行・下田方面九十六人。

■昭和五十一年二月六日

第十三回慰霊祭・第十二回総会。第七回直会旅行・下田方面九十六人。

■昭和五十一年二月六日

第十三回慰霊祭・第十二回総会。第七回直会旅行・下田方面九十六人。

■昭和五十一年二月六日

第十三回慰霊祭・第十二回総会。第七回直会旅行・下田方面九十六人。

■昭和五十一年二月六日

第十三回慰霊祭・第十二回総会。第七回直会旅行・下田方面九十六人。

- 昭和五十二年二月六日
第十四回慰霊祭、第十三回総会。第八回直会旅行・甲府石和方面七十四人。会費を年額二千円と改訂。
- 五十二年八月九日 第三回現地慰霊団二十五人出発。グアム、ナウル、タラワ。八月二十一日帰国。タラワ二十一人、ナウル四人。
- 昭和五十三年二月六日
第十五回慰霊祭、第十四回総会。第九回直会旅行・霞ヶ浦筑波方面五十三人。
- 五十三年八月二十八日 第四回現地慰霊団三十五人出発。サイパン、マジユロ、クエゼリン。九月二日帰国。
- 五十三年十一月十二日 厚生省主催慰霊巡拝団三十五人出発。マーシャル班二十一人、ギルバート班十八人、十一月二十二日帰着。
- 昭和五十四年二月六日
第十六回慰霊祭、第十五回総会。第十回直会旅行・伊東、中伊豆方面八十人。
- 五十四年八月十二日 マジユロ島より山村カナメ様一行十四人来日。約一ヶ月にわたり知人訪問、観光、見学など。
- 昭和五十五年二月六日
第十七回慰霊祭、第十六回総会、第十一回直会旅行・館山寺方面。
- 五十五年七月三十一日 第五回現地慰霊団八人出発。サイパン經由クエゼリン(クエゼリンロッジ宿泊) 八月三日帰国。
- 昭和五十六年二月六日
第十八回慰霊祭、第十七回総会、第十二回直会旅行・三保、清水方面七十人。
- 五十六年四月十二日 朝香鳩彦名誉会長逝去。九十三歳。
- 五十六年八月二十一日 第六回現地慰霊団マーシャル班十五人出発。八月二十八日帰国。
- 五十六年八月二十五日 第七回現地慰霊団出発。八月二十六日ナウル班一人合流。九月四日帰国。
- 五十六年十月四日 ギルバート関係委員はタラワに慰霊碑建立を計画。本会は特例として之に協力することとした。
- 昭和五十七年二月六日
第十九回慰霊祭、第十八回総会、第十三回直会旅行・伊香保方面八十四人。
- ギルバートに慰霊碑建立**
- 五十七年七月二十五日 ギルバート諸島戦没者慰霊碑(南瀛之碑)が完成。靖國神社で本会に引渡され、清祓式を挙行。
- 五十七年九月二十八日 厚生省主催マーシャル諸島慰霊巡拝団十五人出発。ヤルト、ミレ、マロエラップ、ウオッゼ、クエゼリン、十月八日帰国。
- 五十七年十一月二十一日 第八回現地慰霊団ギルバート班三十五人出発。二十二日タラワ着。
- 五十七年十一月二十三日 同上ベシオ島慰霊公園で慰霊碑の除幕式及び慰霊祭を執行。御協力を頂いた来賓とともに直会を行う。十一月二十七日帰国。
- 昭和五十八年二月六日
第二十回慰霊祭、第十九回総会。政府に対し、マーシャル諸島、ギルバート諸島、ナウル、オーシャン及びその隣接海域での戦没者慰霊施設を設置の要請を決議。
- 第十四回直会旅行・南房州方面六十九人。
- 昭和五十九年二月六日
四十年祭斎行、第二十回総会。会則の一部を改正し、毎年の慰霊祭を「二月六日」から「二月第二日曜日」と変更。第十五回直会旅行・熱海、伊豆方面六十五人。
- 五十九年三月十四日 厚生省主催マ

シャル、ギルバート諸島慰霊巡拝団
四十三人出発。マーシャル班二十六人、
ギルバート班十七人。

□五十九年三月十六日 政府がマジロ
島に建立した「東太平洋戦没者の碑」が
竣工、除幕式を挙行。本会会員多数参列。

□五十九年三月十八日 本会がタラワに
建立したマリア観音像が竣工し、除幕式
を挙行。三月二十二日帰国。

□五十九年十一月十日 本会運営規程制定。

■昭和六十年一月一日

戦記シリーズ完結。

□六十年二月十日 第二十二回慰霊祭、

第二十一回総会。第十六回直会旅行・箱
根方面。

佐藤副会長、会長に就任。井上常任幹事、
副会長に就任。浮田前会長を名誉会長に、
栗林徳五郎氏を顧問に委属。

本部事務所を東京都中央区日本橋人形町
一の八の二に移転。

□六十年三月五日 日本遺族会主催マ

ーシャル、ギルバート諸島慰霊巡拝団

二十三人出発。クエゼリン、ブラウン

十二人、タラワ四人、ウオッセ七人、三

月二十日帰国。

■昭和六十一年二月六日 第二十三回慰
霊祭、第二十二回総会。第十七回直会旅
行・箱根方面。会友制度導入。

□六十一年八月二十五日 厚生省主催
マーシャル、ギルバート諸島慰霊巡拝団
二十九人出発。

本会第九回現地慰霊団二十二人出発。政
府派遣団と統一行動。九月一日帰国。
□六十一年十月二十一日 マーシャル諸
島共和国独立。

■昭和六十二年二月六日

第二十四回慰霊祭、第二十三回総会。第

十八回直会旅行・熱海伊豆山方面。

■昭和六十三年二月六日

第二十五回慰霊祭、第二十四回総会。第
十九回直会旅行・甲府、石和方面五十四
人。

□六十三年七月一日 「二十五年のあゆ

み・会員名簿」刊行。

平成

■平成元年一月二十三日

厚生省主催マーシャル、ギルバート諸島

慰霊巡拝団四十人出発。クエゼリン二十

人、マロエラップ・ウオッセ十一人、タ

ラワ九人。一月三十日帰国。

□元年二月六日 第二十六回慰霊祭、第
二十五回総会。第二十回直会旅行・熱海、

伊豆方面、相談役、朝香孚彦様（朝香宮
孚彦王殿下）辞任され、大給湛子様（朝
香宮湛子女王）就任された。

□元年八月二十三日 第十回現地慰霊団
クエゼリン、ルオット十五人出発。ハワ
イ経由八月二十九日帰国、ルオット墓参
は今回が最初。

■平成二年一月十四日

浮田名誉会長逝去。八十九歳。



浮田信家氏(タラワ島にて・20吋砲の前にて)

□二年二月十一日 第二十七回慰霊祭、
第二十六回総会。定例の慰霊祭と総会の

期日を「毎年三月または四月」と改める。
第二十一回直会旅行・修善寺方面六十二人。

■平成三年四月一日

日本遺族会主催、クエゼリン、マロエラ
ップ、ウオッゼ、慰霊巡拝団十三人出発
四月九日帰国。

□三年四月七日 第二十八回慰霊祭、第
二十七回総会。第二十二回直会旅行・犬
吠崎、香取、鹿島方面五十三人。

□三年八月十五日 会員名簿刊行。会員
会友に配布。

■平成四年二月二十九日

厚生省主催マールシャル方面慰霊巡拝団三
十四人出発。ブラウン十二人、クエゼリ
ン、ルオット二十二二人。三月八日帰国。

□四年三月二十九日 第二十九回慰霊祭、
第二十八回総会。第二十三回直会旅行・
三浦半島方面四十五人。

■平成五年三月二十八日

第三十回慰霊祭、第二十九回総会、第二
十四回直会、三ヶ根山方面三十五人。

□五年十一月三十日 厚生省主催慰霊巡
拝団三十七人出発。クエゼリン、ロイチ
ムル十五人、マロエラップ・ウオッゼ九

人、タラワ十三人。十二月八日帰国。

五十年祭齋行

■平成六年三月二十七日

五十年祭齋行。参列者三百三人、記念撮
影の後、九段会館において直会。参加者
百六十七人。

□六年八月一日 五十年祭行事の一つと
して第十一回現地慰霊団七十人出発。ク
エゼリン四十人、ルオット九人、ブラウ
ン十五人、マロエラップ六人。八月八日
帰国。

■平成七年三月十五日

「鎮魂五十年記念誌南十字星」刊行。

□七年四月八日 第三十二回慰霊祭、第
三十一回総会。

■平成八年三月三十一日

第三十三回慰霊祭、第三十二回総会。

■平成九年四月五日

第三十四回慰霊祭、第三十三回総会、黒
川、晝間両常任幹事副会長に就任。

■平成十年四月五日

第三十五回慰霊祭、第三十四回総会。
■十年十月 会員名簿刊行。 終わり

◆原稿募集

今号表紙には本部所蔵の南薫造（帝國
芸術院会員）筆の絵葉書「靖国神社・手
水舎」をご紹介しました。

皆様のお手元にある英霊にまつわる貴
重な原稿をお寄せ下さい。その折には図
版等にまつわる解説文を添えて戴いて本
部までお送り下さい。随時本誌でご紹介
できればと思います。万一の事故を防ぐ
ために図版等は必ず複写をお取り下さい。
（広報部）

◆本部のファックス番号が変わりました。

新番号 03-6410-4420

◆会則改正について

役員会にて会則改正を検討しておりま
す。本会を永く続けて行くためには確固
たる財政基盤の確立が必要です。そのた
めに会費復活も視野に入れ検討しており
ます。会は現在パソコンを導入して会計
処理や会報の編集、過去の記録の整理等
に努めています。いずれ当会のホームページ
を開いて皆様に広く資料の公開をす
べく検討中でございます。会の将来を考
え、次に示す会則改正案をご検討下さい
ますよう、よろしくお願い申し上げます。

マーシャル方面遺族会会則（案）

本案は、平成19年8月1日発行の（「環礁・本部だより」16号）に掲載し、以後ご検討戴いて平成20年開催の総会（4月5日）にはかり、承認を経た後に施行されることとなります。

第1条（名称） この会は、マーシャル方面遺族会といたします。

第2条（事務所） この会の事務所は、東京都に置きます。

第3条（構成） この会は、大東亜戦争中マーシャル諸島及びギルバート諸島で戦歿した者の遺族を会員として構成します。

1、前項に該当する者は第11条の会費を納入することにより、この会則に定める会員の権利を行使することができます。

第4条（目的） この会は、前条に示す戦歿者の英霊をお慰めすることを目的とします。

第5条（活動） この会は、次の活動をします。

- 1、毎年3月または4月に靖國神社において慰霊の祭典を行います。
- 2、毎年7月15日に靖國神社において本会の永代神楽命日祭を奏上します。
- 3、会員の希望により現地慰霊を企画し実施します。
- 4、毎年会報を発行します。
- 5、会員相互の親睦をはかります。
- 6、その他この会の目的達成に必要なこと。

第6条（機関） この会の機関は次の通りとします。

- 1、総会
- 2、役員会
 - イ、定期総会は、毎年3月または4月に開催します。
 - ロ、会長が必要と認めたときは臨時総会を開催します。
 - ハ、役員会は、必要に応じ随時開催し、会務の企画、運営実施にあたります。
- ニ、各会議は会長が召集し、議事は出席者の過半数によって決めます。

第7条（役員の種類、職務） この会に次の役員をおきます。

- 1、会長 1名
- 2、副会長 若干名
- 3、幹事 若干名
- 4、監事 3名以内
 - イ、会長は、この会を代表し会務を総理します。
 - ロ、副会長は、会長を補佐し会長に支障あるときは、その職務を代行します。
 - ハ、幹事は、会長の指示により会務を分掌処理します。

ニ、監事は、この会の会計を監査します。

第8条（役員を選任及び任期） 役員を選任は、次のとおり行います。

- 1、会長及び監事は、総会で会員の中から選任します。
- 2、副会長及び幹事は、会員の中から会長が指名します。
- 3、役員は任期は2カ年を1期とし、再任できます。

第9条（名誉会長、顧問、相談役及び篤志会員） この会に、役員会の決定により名誉会長、顧問、相談役及び篤志会員を置くことができます。

第10条（会友） 戦歿者の戦友等で本会の目的に賛同する者を、役員会の承認を経て会友とすることができます。

第11条（会費） 会員及び会友は、会費年額3,000円を納入していただきます。新入会員は入会の時その年度分を納入していただきます。

1、既納の会費、寄付金は、原則として返戻しません。

第12条（経理） この会の経費は、会の保有する資産、会費、寄付金及びその他の収入により支弁します。

第13条（会計年度） この会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとします。

第14条（決算） この会の決算は監事の監査を経た後、総会に報告され、その承認を得なければなりません。

第15条（諸記録） この会の会務及び会計は正確に記録され会員はいつでも閲覧することができます。

第16条（会則の改廃及び解散） この会則の改廃及び解散は総会で定めます。

- 1、解散の場合はその保有する資産を靖國神社に奉納します。但し総会の決議により一部をこの会の目的に副う事業に寄付することができます。

付則

- 1、この改正は平成20年4月5日の総会で承認を経た後に施行となります。
- 2、会費の納入が2年以上ない時は、会報の発送は中止させていただきます。